

第2号様式(郵便郵札)

(単体発注・事後審査型)

沖縄県農業振興公社一般競争入札公告第1号

沖縄県農業振興公社社会計処理規程第46条により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和8年8月3日

公益財団法人 沖縄県農業振興公社理事長 能登 拓
(公 印 省 略)

1 工事概要

(1)	業 務 名	北部第三地区測量設計委託業務	
(2)	業 務 場 所	本島北部地内	
(3)	業 務 内 容	測量業務及び設計業務 (別冊図面及び別冊仕様書のとおり。)	
(4)	履 行 期 間	契約締結日の翌日から 150日間	
(5)	発 注 形 態	単体発注	
(6)	資 格 審 査 方 法	事後審査型 ※入札参加資格の審査を開札後に行う。	
(7)	その他適用のある 法令、制度等 〔本案件は、右表のうち、 ○印を付した制度等の 適用がある。〕	○ 最低制限価格制度	※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。 沖縄県農林水産部が発注する建設に係る委託業務の最低制限価格設定要領(R6.9.27施行)を適用
		議会議決	※本業務に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
		準備手続き (予算成立前)	※本手続は、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
		準備手続き (交付決定前)	※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
		準備手続き (繰越承認前)	※本手続は、県における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、県承認後に効力を生じる事業である。従って、県において本工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止する。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(償債)手続の関係上、入札を延期する場合がある。
		債務負担行為業務	※本業務は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける業務である。
(8)	適 用 す る 労 務 単 価	○ 令和8年3月労務単価	※本工事の予定価格は、左記に示す設計業務委託等技術者単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業 種	土木関係コンサルタント	(1)の業種において(3)に表示する年度に沖縄県の入札参加資格者名簿(コンサルタント等)への登録があること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
(2)	等 級	－	
(3)	入札参加資格者名簿 (コンサルタント等)	令和7・8年度	
(4)	登 録 業 種	農業土木	
(5)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。		
(6)	入札日から落札決定日までの期間に、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。		

(7)	入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県農業振興公社競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。 (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合			
(8)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県農林水産部発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。			
(9)	業務実績	対象期間	自 平成28年4月1日 至 令和8年8月25日	左記の期間内に下記の対象業務を元請けとして実施し、完成・引渡しが完了した実績を有すること。
		対象同種業務	設計業務(農地造成にかかる実施設計) 沖縄県農業振興公社、沖縄県、国、市町村の公共事業を実施する機関が発注した同種業務の実績を有すること。	
		備考		
(10)	配置予定技術者	資格区分	次に掲げる要件を満たす管理技術者、担当技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。 (ア) 管理技術者 以下のいずれかの資格保有者であること。 a 技術士(総合技術監理部門:農業-農業土木または農業-農業農村工学のいずれか)の資格を有し、技術士法(昭和58年法律第25号)による登録を行っている者。 b 技術士(農業部門:農業-農業土木または農業-農業農村工学のいずれか)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 c RCCM(農業土木)の資格を有し、「登録証明書」の交付を受けている者。 d 農業土木技術管理士の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。 本業務に配置する管理技術者は、発注時点で本業務に配置可能な在籍者であり、かつ、入札日(入札書の提出日)以前に受注者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。 (イ) 担当技術者 特になし (ウ) 照査技術者 (ア)の管理技術者と同じ。	
		業務実績	(ア) 管理技術者 企業単体もしくは共同企業体の代表者として、2-(9)の対象期間において、2-(9)対象同種業務の実績を1件以上有すること。※役職は問わない。 (イ) 担当技術者 特になし。 (ウ) 照査技術者 特になし。	
(11)	その他の条件 〔右表のうち、○印を付し〕	○	地域要件	(ア) 沖縄本島内 (イ) 本店 左記の(ア)に示す地域内に、(イ)に示す事業所が存在すること。
(12)	取 扱 け 案 件	なし		

3 入札手続等

(1) 手続方法	本業務の入札は、郵便入札にて実施する。(詳細は(3) 入札の方法等を参照)				
(2) 設計図書の配布	期 間	自 令和8年8月3日 ～ 至 令和8年8月25日			
	配布方法	沖縄県農業振興公社ホームページよりダウンロード https://www.onk.or.jp			
	問い合わせ先	公益財団法人沖縄県農業振興公社	電話番号	098-882-6801	
(3) 入札の方法等	(ア) 郵便入札の方法	(1)入札書等の郵送方法 入札書等の郵送方法は、一般書留、簡易書留郵便とする。具体的な郵送方法については、「郵便入札による競争入札の注意事項について」(別添1)を参照すること。 ・外封筒及び内封筒の二重封筒とする。 ・入札書は内封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、工事名、工事場所、入(開)札日、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)を記載の上郵送により提出しなければならない。 ・郵送した入札書及び工事内訳書は書換え、引換え又は撤回することができない。			
		(イ) 入札書到達期限・郵送先	到達期限	令和8年8月25日(火) までに必着	
	郵送先		〒901-1112 沖縄県南風原町字本部453番地3 土地改良会館 3階 公益財団法人沖縄県農業振興公社 畜産整備課		
		(ウ) 開札の日時及び場所	日 時	令和8年8月26日(水) 9:00	
	場 所		公益財団法人 沖縄県農業振興公社会議室		
	(エ) 入札の回数	入札回数は原則2回(うち再度入札1回)とする。なお、再度入札を実施する場合は、「郵便入札における再度入札実施マニュアル」に基づき実施する。			
	(オ) 入札書の記載	(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。			
	(カ) 積算内訳書の提出	入札書に記載された金額の決定根拠とした積算内訳書を、外封筒に入れ、3の(3)の(イ)の日時までに、3の(3)の(イ)の郵送先に郵送すること。 ・提出は1部とする。 ・宛先は公益財団法人沖縄県農業振興公社 理事長 ・代表者名を記入し、代表者印を押印してください。 ・積算内訳書の合計金額は、入札書と一致させてください。 ・積算内訳書の様式は自由です。 ・作成年月日も記入すること。			
	(キ) 開札	開札は、3の(3)の(ウ)の日時及び場所において、地方自治法施行令第176条の8第1項の規定により当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行うものとする。			
	(4) 入札の辞退等	入札書等を郵送後、都合により入札を辞退する場合は、入(開)札の1時間前までに入札辞退の連絡を入れること その後連絡した場合は、辞退を認めない。 また、落札決定までの間に、配置予定技術者を本業務に配置できなくなった場合は、直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。			
(5) 落札候補者の選定及び事後審査の実施	開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という。)に対し、一般競争入札参加資確認申請書及び関係資料(以下「申請書等」という。)の提出を求め、入札参加資格の確認を行う(以下「事後審査」という。) なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。 事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又はくじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。 事後審査は、落札候補者のみ行うものとする。				
(6) 審査にかかる申請書等の提出	開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。 提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、入札参加資格が無いものとする。 なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は別途通知する。				
	通 知 日	令和8年8月26日 (水) 17:00 まで(予定) ※書面で通知する。			
	提 出 期 限	令和8年8月28日 (金) 17:00 まで			
	提 出 先	沖縄県南風原町字本部453番地3 土地改良会館3階 公益財団法人沖縄県農業振興公社 畜産整備課 098-882-6801	提出部数	1部	
	提 出 方 法	持参または郵送(郵送の場合は上記提出期限までに必着のこと)			

(7) 入札参加資格の確認	入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日までに書面にて通知する。 令和8年8月31日 (月) (予定)
(8) 落札者の決定方法	事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。
(9) 本入札に係る資料の取り扱い	ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。 ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出(以下「修正等」という。)は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等がみつかった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者となることはできない。 エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。 オ 提出された申請書等は、返却しない。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の要否		免除(沖縄県財務規則第100条第2項第4号) ※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を沖縄県農業振興公社に納付しなければならない。		
		○	以下により納付の必要あり。(沖縄県財務規則第100条)		
	入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上(契約保証の予約にあつては100分の10以上)とする。				
	ただし、下記に該当する場合は免除とする。(沖縄県財務規則第100条第2項を参考)				
	ア 保険会社との間で公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合。 イ 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。				
	※ 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。				
	なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。				
	入札保証金	提出期限	令和8年8月25日 13:00 まで		
		提出先	土地改良会館3階 公益財団法人沖縄県農業振興公社 畜産整備課 電話: 098-882-6801 FAX: 098-882-6818		
		提出方法	「入札保証金」を納付する場合は事前に電話連絡すること。 (公社より「入札保証金の受入口座通知について」を送付しますので指定の金融機関で納付後、上記提出期限までに当該受領書(写)を提出すること。)		
	入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証券書	提出期限	令和8年8月25日 17:00 まで		
提出先		土地改良会館3階 公益財団法人沖縄県農業振興公社 畜産整備課			
提出方法		持参又は郵送。(配達を確認できる方法にて送付すること。)			
その他		保険期間又は保証期間は、入札日から2か月とする。			
有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。				
(2) 契約保証金	契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び土木設計業務等委託契約約款第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。				

5 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。	
(2) 入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。	
(3) 支払条件	前 金 払	契約金額の30%以内
	中間前金払	なし
	部 分 払	「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数
(4) 火災保険の要否	要 ・ ☒ 否	
(5) 契約締結の時期等	(1) 本業務に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。	
(6) 業務委託料の変更等	本業務の契約締結後、本業務の委託料の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連業務の設計額に乘じた額で行う。	
(7) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、「郵便入札による競争入札の注意事項について」、「公益財団法人 沖縄県農業振興公社競争入札契約心得」、「土木設計業務等委託契約約款」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。	

6 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続に関すること	問 い 合 せ 先	沖縄県南風原町字本部453番地3 土地改良会館3階 公益財団法人沖縄県農業振興公社 畜産整備課 電話：098-882-6801
(2) 上記(1)以外に関すること	質 問 書 提 出 先	沖縄県南風原町字本部453番地3 土地改良会館3階 公益財団法人沖縄県農業振興公社 畜産整備課 FAX：098-882-6818
	問 い 合 せ 先	沖縄県南風原町字本部453番地3 土地改良会館3階 公益財団法人沖縄県農業振興公社 畜産整備課 電話：098-882-6801
	提 出 期 間	令和8年8月3日（月）から 令和8年8月14日（金） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9:00から17:00まで
	提 出 方 法	FAX ※FAXで提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。
	回 答 方 法	質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び農業振興公社ホームページに掲載する。 【沖縄県農業振興公社ホームページ】 https://www.onk.or.jp
	期 間	回答日から 令和8年8月25日（火） まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9:00から17:00まで

7 苦情申立て

(1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合	入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提 出 期 限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
	提 出 先	公益財団法人沖縄県農業振興公社 畜産整備課
	提 出 方 法	書面（様式自由）を郵送又は電送（メールやFAX）で提出すること。